

2 章 移行前後の業務運用等について(貨物関連)

1 輸出貨物情報

(1)航空貨物関係

第 6 次 NACCS で登録されている航空貨物に係る輸出貨物情報は、全て第 7 次 NACCS に移行します。したがって、後続業務に影響はありません。

ただし、移行対象となるデータ量を極力減らすため、更改後(第 7 次 NACCS 更改後)の登録でも航空機への搭載に影響が出ない場合については、更改後に当該航空機に係る貨物情報の登録を行っていただきますようお願いします。

(2)海上貨物関係

第 6 次 NACCS で登録されている海上貨物に係る輸出貨物情報は、全て第 7 次 NACCS に移行します。したがって、後続業務に影響はありません。

ただし、移行対象となるデータ量を極力減らすため、更改後(第 7 次 NACCS 更改後)の登録でも本船への船積みに影響が出ない場合等については、更改後に当該本船に係る貨物情報の登録等を行っていただきますようお願いします。

ア 移行処理に伴う留意事項

第 6 次 NACCS で「輸出貨物情報登録(ECR)」業務等の貨物登録業務が実施された場合においても、第 7 次 NACCS 更改後に対象帳票(「許可・承認貨物(輸出)情報(SAE408)」/「許可・承認内容変更貨物(輸出)情報(SAE451)」)を出力する場合は、入力されたブッキング番号が出力されます。

2 輸入貨物情報

(1)航空貨物関係

ア 輸入貨物情報の移行

第 6 次 NACCS で登録されている航空貨物に係る輸入貨物情報は、全て第 7 次 NACCS に移行します。したがって、後続業務に影響はありません。

ただし、移行対象となるデータ量を極力減らすため、更改後(第 7 次 NACCS 更改後)の登録でも業務に影響が出ない場合等については、更改後に貨物情報の登録を行っていただきますようお願いします。

イ 移行処理に伴う留意事項

(ア)積荷目録事前報告に関する留意事項

システム停止時間帯に報告期限となる「積荷目録事前報告(ADM01)」/「積荷目録事前報告(ハウス)(HDM01)」業務がある場合は以下の点にご留意ください。

A 新規就航の場合

システム更改前後において新規就航(就航空港の追加を含む)する予定の航空会社があり、ADM01 及び HDM01 について、航空通信回線を利用して提出する予定がある場合は、税関への申し出とシステム設定が必要となりますので、あらかじめ各空港の税関窓口までご相談ください。

B ADM01 業務、HDM01 業務での報告

パッケージソフトを利用して ADM01 業務及び HDM01 業務により報告を行う場合は、第 6 次 NACCS が停止するまでに事前報告を行ってください。

なお、システム停止時間中に報告期限となる場合は、第 6 次 NACCS の停止前までに事前報告を行っていただくか、当該報告を行うことが困難な場合は、マニュアルにより対応してください。

C 航空通信回線(SITA・ARINC)を利用した報告

航空通信回線を利用して ADM01 及び HDM01 の提出を行っている場合には、NACCS の停止時間を意識いただく必要はありませんので、通常どおり報告を行ってください。なお、NACCS のシステム停止時間帯に送信された ADM01、HDM01 については、第 7 次 NACCS 更改後に送信が再開されます。

なお、「輸入便情報」についても全て第 7 次 NACCS に移行します。

(イ)「貨物取扱登録(特殊貨物)(CHT)」業務取消し時の仕様について

貨物取扱番号単位の取消しは、第 7 次 NACCS 更改以降に登録した貨物取扱情報のみ可能とします。第 6 次 NACCS で登録した貨物取扱情報は、従来どおり、AWB 番号単位での取消しが必要です。

(ウ)「ロケーション情報登録(LOA01)」業務の実施可能期間について

第 6 次 NACCS で「HAWB 情報登録(HCH01)」業務が実施済みの MAWB についても、第 7 次 NACCS 更改日以降は当該蔵置場で「混載貨物確認情報登録 (HPK)」業務が実施されるまでの間、LOA01 業務の実施が可能です。

(エ)ラウンド運送機能の追加に伴う保税運送承認について

第 6 次 NACCS で「許可・承認等情報登録(輸入保税)(PCH)」業務により保税運送承認が登録された貨物については、OUT 業務後の後続業務は実施は不可となります。第 7 次 NACCS 更改以降に PCH 業務で保税運送承認が登録される貨物については、運送先がシステム対象の場合 OUT 業務後の後続業務の実施が可能です。

(2)海上貨物関係

ア 輸入貨物情報の移行

第 6 次 NACCS で登録されている海上貨物に係る輸入貨物情報は、全て第 7 次 NACCS に移行します。したがって、後続業務に影響はありません。

また、移行対象となるデータ量を極力減らすため、更改後の登録でも業務に影響が出ない場合には、更改後に貨物情報の登録等を行っていただきますようお願いします。

イ 移行処理に伴う留意事項

(ア) B/L 番号の仕分け枝番の運用

第 7 次 NACCS の改変で予備申告のみで登録されている枝番付き B/L 番号については仕分け業務(「貨物取扱登録(改装・仕分け)(SHS)」,「貨物情報仕分け(CHJ)」)で払い出し済み枝番の対象外とし、当該枝番を払い出すようになる改善を実施します。第 6 次 NACCS で予備申告のみで登録されている枝番付き B/L 番号が第 7 次 NACCS に移行した場合もこの改善の対象になります。

(イ)「積荷目録状況照会(IMI)」業務について

第 6 次 NACCS で登録したデータを更改後に照会する場合、新規項目「運航船会社航海番号」は、スペースを出力します。なお、第 7 次 NACCS において、移行されたデータに対して「運航船会社航海番号」を登録した場合は、MFR 業務等で最後に登録された「運航船会社航海番号」を出力します。

ウ 出港前報告(海上)

移行に伴うシステム停止時間帯に出港前報告の期限が到来する場合は、第 6 次 NACCS の停止前までに、出港前報告を行ってください。また、サービスプロバイダ経由で出港前報告を行っている場合は、必要に応じて、以下の内容をあらかじめご利用のサービスプロバイダと調整等していただきますようお願いいたします。

(ア) 第 6 次 NACCS との接続停止日時及び第 7 次 NACCS との接続開始日時

あらかじめご利用のサービスプロバイダに、第 6 次 NACCS との接続停止日時及び第 7 次 NACCS との接続開始日時を確認してください。

(イ) 申請者 ID 発給システムの停止

申請者 ID 発給システムについては、移行作業の関係から 2025 年 10 月 7 日(火)20:00 をもって利用を停止します。同システムについては、第 7 次 NACCS 更改にあわせて、10 月 12 日(日)05:00 に稼働する予定としています。

したがって、この期間は新規申請者 ID の取得、登録情報の更新を行うことはできません。

3 輸出入共通情報

(1)海上貨物関係

ア 移行処理に伴う留意事項

第 7 次 NACCS では「見本持出許可申請(MHA)」業務実施後、MHO 業務前に仕分けの SHS 業務が実施された場合は仕分親貨物情報の保存期間を延長する対応を行います。第 6 次 NACCS で MHO 業務未済で SHS 業務等が実施された貨物情報を第 7 次 NACCS に移行した場合、保存期間を延長する対応は行いません。

第 6 次 NACCS で MHO 業務未済の貨物情報について、第 7 次 NACCS 更改後に SHS 業務が実施された場合は、仕分親貨物情報の保存期間は延長後の保存期間である「見本持出期間終了年月日から日祝除く 7 日」が適用されます。